

安城市犯罪被害者等支援

ハンドブック



令和8年6月

安城市市民安全課

「安城市犯罪被害者等支援ハンドブック」の作成にあたって

犯罪等の被害に遭うと、被害者やそのご家族、ご遺族は、犯罪等そのものによる直接的な被害だけでなく、心身の不調、経済的負担の増加、周囲の偏見や理解不足による二次被害等に苦しめます。被害の内容や状況も様々であることから、犯罪被害者等に必要な支援は、個々の事情に応じて適切に行うことが求められます。

こうした犯罪被害者等の施策に関して、平成17年4月に犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。)が制定されました。この法律は、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現を目的としています。

愛知県においては、「愛知県安全なまちづくり条例」の中で、犯罪被害者等支援を位置づけ、取組を推進していましたが、令和3年度に特化条例の制定に着手し、令和4年4月に「愛知県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

本市においても、犯罪被害者等支援の基本理念や市の責務、市民の責務等を明らかにし、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、犯罪被害者等を市全体で支える姿勢を示すため、令和8年4月に「安城市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

市民安全課を犯罪被害者等支援の総合的対応窓口とし、犯罪被害者等からの相談・問い合わせに対応し、庁内関係部署や関係機関等に関する情報提供及び橋渡しを行っています。

そして、犯罪被害に遭われた方やそのご家族が、必要な支援を適切に受けることができるよう、犯罪被害者等が利用できる支援制度、相談窓口などの情報をまとめた「安城市犯罪被害者等支援ハンドブック」を作成しました。

【作成・配布に関する問い合わせ】

安城市役所市民安全課
電話:0566-71-2219
FAX:0566-72-3741

【支援内容等に関する問い合わせ】

掲載担当窓口にご直接お問い合わせください。

もくじ

相談

犯罪被害者等支援総合的対応窓口	1
消費生活相談(消費生活センター)	1
無料法律相談(弁護士)	2
外国人市民相談等	3
DV相談	4

犯罪被害者等見舞金

遺族見舞金・重傷病見舞金・精神療養見舞金	5
----------------------	---

日常生活の支援

ホームヘルプサービス	7
配食サービス	8

届出

死亡届	9
住民票の写しの交付等の制限	10
葬祭費の支給	10
遺族基礎年金(国民年金)	11

住まい

市営住宅への優先入居(犯罪)	12
市営住宅への優先入居(DV)	12
県営住宅への優先入居(DV)	13

医療・福祉

生活保護に関する相談	14
生活困窮に関する相談	14
高齢者福祉の総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	14
高齢者虐待を発見した場合の通報	15
介護保険料や居宅サービス等の費用の軽減	15
高齢者福祉サービス	16
生活福祉資金貸付制度	16

日常生活自立支援事業	17
安城善意銀行貸付事業	17
食料等支援事業	18
生活物品貸出支援事業	18
就職活動用携帯電話等取得支援事業	19
子ども医療費助成制度	19
保健相談	20
こころの相談	20
HIV・梅毒検査、B型・C型ウイルス検査	21
障害	
障害者虐待を発見した場合の通報	22
身体障害者手帳の交付	22
特別障害者手当	23
愛知県在宅重度障害者手当	24
障害者扶助料	25
特別児童扶養手当	26
障害児福祉手当	27
障害福祉サービス(介護給付、訓練等給付等)障害児通所支援給付	27
自立支援医療(精神通院医療)	28
自立支援医療(育成医療)	29
自立支援医療(更生医療)	30
障害基礎年金(国民年金)	30
心身障害者医療費助成制度	31
後期高齢者福祉医療費助成制度	32
精神障害者保健福祉手帳の交付	33
精神障害者医療費助成制度(全疾病)	34
精神障害者医療費助成制度(精神入院医療)・後期高齢者福祉医療費助成制度(精神入院医療)	34
精神障害者医療費助成制度(精神通院医療)・後期高齢者福祉医療費助成制度(精神通院医療)	35

子育て

ひとり親家庭相談	36
18歳未満の子どもがいる保護者の支援(DV等)	36
母子・父子家庭医療費助成制度	37
母子父子寡婦福祉資金貸付金	38
母子家庭等就業・自立支援事業	38
高等職業訓練促進給付金等事業	39
自立支援教育訓練給付金事業	39
遺児手当	40
児童扶養手当	41
児童手当	42
保育園・認定こども園保育料の軽減	43
保育園・認定こども園保育料の減免	43
入園相談(DV)	44
一時保育	44
子育て短期支援(ショートステイ)事業	45
育児に関する相互援助(ファミリー・サポート・センター)	45
児童虐待を発見した場合の通報	46

学校教育

要保護及び準要保護児童生徒援助費	47
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	48
教育相談	48
住所秘匿者の就学相談	49
児童の精神的なサポート	49
愛知県高等学校等奨学金の貸与	49
私立高等学校及び私立専修学校高等課程生徒の授業料軽減補助金	49
私立高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金	50
私立高等学校全日制課程及び私立専修学校高等課程生徒の入学納付金補助金	50
公立高等学校等奨学給付金	50
私立高等学校等奨学給付金	50
私立幼稚園授業料等軽減補助金	50

その他

納税相談	51
市民税・県民税の減免	51
国民健康保険加入の受け入れ	52
基礎年金番号変更に関する相談	52
企業への啓発活動	52

関係機関連絡先

愛知県:犯罪被害者等のための総合的対応窓口	53
愛知県警察:各種窓口	53
安城警察署	53
民間被害者支援団体	54
法テラス:日本司法支援センター	54

相談

犯罪被害者等支援総合的対応窓口	
概要	犯罪被害者等からの相談内容に応じて関係機関等と連絡調整のうえ支援します。
対象要件	犯罪被害者等が市民であること
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	市民安全課市民安全係 電話:0566-71-2219 FAX:0566-72-3741

消費生活相談(消費生活センター)	
概要	消費生活相談員が、商品の購入・サービス利用に伴うトラブルや悪質商法等の消費生活に関する相談に応じ、必要な情報を提供するなど解決のためのお手伝いを行います。相談内容によっては他の専門機関を紹介することがあります。
対象要件	相談者が市内在住・在勤・在学であること
受付時間	月・火・木・金(祝・年末年始を除く) 午前9時30分～午後3時30分
担当窓口	消費生活センター(市役所さくら庁舎内) 電話:0566-76-7749 FAX:0566-76-7747

無料法律相談(弁護士)	
概要	離婚、相続、契約、交通事故等、法律的専門知識を要する問題について、専門家である弁護士が助言を行います。
対象要件	・市民であること ※4月～9月、10月～3月の各1回相談可 キャンセルの場合は、予約日から2か月間は改めて申込不可。
受付時間	予約制のため、事前に窓口または電話にて受付 市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	市民安全課市民相談係 電話:0565-71-2222 FAX:0566-76-1112

外国人市民相談等	
概要	外国人市民からの行政手続きの相談や生活相談に対し、通訳職員やテレビ電話通訳により、多言語で対応しています。市役所内に担当部署のある相談については、担当部署にご案内します。
対応言語	<p>○市民課(4言語) ポルトガル語・フィリピン語・中国語・ベトナム語</p> <p>○テレビ電話通訳(11言語) ポルトガル語、フィリピン語/タガログ語、中国語、ベトナム語、英語、韓国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ロシア語</p> <p>○電話通訳(11言語) ポルトガル語、フィリピン語/タガログ語、中国語、ベトナム語、英語、韓国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ロシア語</p>
受付時間	<p>○市民課</p> <p>ポルトガル語:月～木 午前9時～午後4時 (午後1時～午後2時昼休憩)</p> <p>フィリピン語:月・火・木・金 午前9時～午後4時 (午後1時～午後2時昼休憩)</p> <p>中国語:月・水・木・金 午前9時～午後4時 (正午～午後1時昼休憩)</p> <p>ベトナム語:月～木 午前9時～午後4時 (正午～午後1時昼休憩)</p> <p>○テレビ電話通訳 市役所の担当部署で、タブレット端末を利用した通訳サービスが利用できます。 市役所開庁日 午前9時～午後4時 ※言語により対応可能時間が異なる場合があります。</p> <p>○電話通訳 電話をかけたかた、市役所の担当部署、通訳センターを結ぶ3者間の通訳サービスが利用できます。 電話:0566-71-2299 市役所開庁日 午前9時～午後4時</p>
担当窓口	<p>【通訳職員】 市民課届出係 電話:0566-71-2268 FAX:0566-76-1112</p> <p>【テレビ電話通訳・電話通訳】 市民協働課地域振興係 電話:0566-71-2218 FAX:0566-72-3741</p>

DV相談	
概要	<p>女性相談支援員が、相談者に寄り添いながら、必要な情報の提供や関係機関への案内等、問題の解決に向けた支援を行います。また、緊急の避難等、被害者の安全を確保するための支援を行います。</p> <p>男性の臨床心理士が、男性が抱えるさまざまな悩みや気持ちを受け止め、問題解決に向けた支援を行います。</p>
対象要件	DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害を受けているかた
受付時間	<p>○電話相談・面接予約 電話:0564-27-2719 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日・年末年始除く)</p> <p>○愛知県男性DV被害者ホットライン(電話相談) 電話:080-1555-3055 毎週土曜日 午後1時～午後4時(第5土曜日、祝日・年末年始を除く。)</p>
その他	相談内容が外部に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。
担当窓口	<p>愛知県女性相談支援センター西三河駐在室 電話:0564-27-2719</p> <p>愛知県地域福祉課生活困窮者支援グループ 電話:052-954-6627</p>

犯罪被害者等見舞金

遺族見舞金・重傷病見舞金・精神療養見舞金	
概要	<p>犯罪被害を受けた直後の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者及びその遺族のかたを対象に見舞金を給付します。</p> <p>対象となる犯罪被害：日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為。(例：殺人、強盗、傷害、不同意性交等、不同意わいせつ等の、故意により人を死傷させる行為。過失による犯罪は対象外。)</p>
対象要件	<p>【遺族見舞金】 犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の第1順位遺族のかた</p> <p>【重傷病見舞金】 犯罪行為により重傷病(療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院)を負った犯罪被害者のかた</p> <p>【精神療養見舞金】 犯罪行為により精神疾患(療養期間3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない)を負った犯罪被害者のかた</p> <p>※いずれも、令和8年4月1日以降に発生した犯罪被害であって、犯罪被害の原因となる犯罪行為があったときにおいて、市内に住所を有していたかたが対象です。</p> <p>※犯罪被害を知った日から1年を経過したときまたは犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。</p> <p>※犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できることが必要です。</p> <p>※遺族の範囲と順位 ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む) ②子(事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む) ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹</p> <p>※犯罪被害者または遺族と加害者との間に親族関係があるときや、見舞金を給付することが社会通念上適切でない認められる場合などは給付対象外となることもあります。</p>

金額等	<p>【遺族見舞金】 30万円 【重傷病見舞金】 10万円 【精神療養見舞金】2万5千円</p> <p>※一の犯罪行為による犯罪被害につき、一の世帯において給付対象者が複数いる場合または給付対象者が複数の給付を受けることになる場合は、上限30万円。</p>
必要書類	※詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	市民安全課市民安全係 電話:0566-71-2219 FAX:0566-72-3741

日常生活の支援

ホームヘルプサービス	
概要	<p>犯罪被害により日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者及びその家族または遺族のかたを対象にホームヘルパーを派遣し、家事・育児・介護等の支援をします。</p> <p>対象となる犯罪被害：日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為。(例：殺人、強盗、傷害、不同意性交等、不同意わいせつ等の、故意により人を死傷させる行為。過失による犯罪は対象外。)</p>
対象要件	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪行為により重傷病(療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院)もしくは精神疾患(療養期間3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない)を負った犯罪被害者のかた ・犯罪行為により重傷病等を負った犯罪被害者の家族のかた ・犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の遺族のかた <p>※いずれも、令和8年4月1日以降に発生した犯罪被害であって、犯罪被害の原因となる犯罪行為があったとき及び日常生活支援の実施時に市内に住所を有していたかたが対象です。</p> <p>※犯罪被害を知った日から1年を経過したときは、申請することができません。</p> <p>※犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できることが必要です。</p>
支援内容	<p>対象者が、犯罪行為があったときまで日常的に行っていたことのうち、下記に掲げる内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理、洗濯、掃除、買い物その他の家事 ・授乳介助、おむつ交換、沐浴介助その他の育児 ・食事、排泄、入浴その他の介護 ・通院介助 など <p>※一の犯罪被害につき60時間を限度とします。</p>
必要書類等	<p>※詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。</p>
受付時間	<p>市役所開庁日 午前9時～午後4時</p>

担当窓口	市民安全課市民安全係 電話:0566-71-2219 FAX:0566-72-3741
------	--

配食サービス	
概要	<p>犯罪被害により日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者及びその家族または遺族の居宅へ1日1回分の食事(弁当)を配達します。</p> <p>対象となる犯罪被害:日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為。(例:殺人、強盗、傷害、不同意性交等、不同意わいせつ等の、故意により人を死傷させる行為。過失による犯罪は対象外。)</p>
対象要件	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪行為により重傷病(療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院)もしくは精神疾患(療養期間3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない)を負った犯罪被害者のかた ・犯罪行為により重傷病等を負った犯罪被害者の家族のかた ・犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の遺族のかた <p>※いずれも、令和8年4月1日以降に発生した犯罪被害であって、犯罪被害の原因となる犯罪行為があったとき及び日常生活支援の実施時に市内に住所を有していたかたが対象です。</p> <p>※犯罪被害を知った日から1年を経過したときは、申請することができません。</p> <p>※犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できることが必要です。</p>
必要書類等	※詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
その他	・利用期間は、サービス開始から最大30日間
担当窓口	市民安全課市民安全係 電話:0566-71-2219 FAX:0566-72-3741

届出

死亡届	
概要	死亡の届出を受理し、火(埋)葬許可証を交付します。
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人が届出義務者等であること ・届出地が死亡地、死亡者の本籍地または届出人の所在地であること
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届 ・死亡診断書または死体検案書
受付時間	<p>24時間</p> <p>※火(埋)葬許可証の交付は、平日の午前9時から午後4時に限ります。</p> <p>※夜間(午後4時～翌午前9時)は、市役所本庁舎1階当直室 で死亡届の受付のみ行います。火(埋)葬許可証は、斎苑利用日時が市役所翌開庁時以降の場合は、市役所開庁時に、市民課で交付します。</p> <p>※土日祝日(年末年始等、アンフォーレ閉館日を除く)午前9時から午後5時は、アンフォーレ窓口センターで、死亡届の受付及び火(埋)葬許可証の交付を行います。</p>
担当窓口	<p>市民課届出係</p> <p>電話:0566-71-2268 FAX:0566-76-1112</p>

住民票の写しの交付等の制限	
概要	配偶者等からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、住民票の写しや戸籍の附票などの居所を知られるおそれがある証明書の交付制限及び閲覧制限を行います。
対象要件	配偶者等からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為による被害者に該当し、支援の必要がある旨の意見を、警察等の相談機関からもらえるかた
必要書類等	・住民基本台帳事務における支援措置申出書 ・本人確認書類
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
その他	支援期間:支援措置の必要性を確認した日から1年間
担当窓口	市民課届出係 電話:0566-71-2268 FAX:0566-76-1112

葬祭費の支給	
概要	被保険者が亡くなられたときは、葬儀を行われたかたに葬祭費を支給します。
対象要件	国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者の喪主
必要書類等	・「葬儀代金の領収書」または「会葬案内・礼状」のいずれか1点 ※故人と喪主の氏名の記載があるもの ・喪主名義の口座番号等がわかるもの ※預金通帳など(喪主名義以外の口座に振り込みを希望される場合は委任が必要になります。) ※亡くなられたかたのマイナ保険証(お持ちのかたのみ)もしくは資格確認書 ※ない場合は不要
金額等	50,000円
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	国保年金課国保係 電話:0566-71-2230 FAX:0566-76-1112 国保年金課医療係 電話:0566-71-2232 FAX:0566-76-1112

遺族基礎年金(国民年金)	
概要	国民年金の加入者などが亡くなったときに生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受ける年金です。 ※「子」…18歳に達した年度末まで ※請求の手続きは日本年金機構で行う必要があります。
対象要件	死亡日の前日において、保険料納付済期間が、死亡日の前々月までの被保険者期間の3分の2以上あること、または65歳未満であれば死亡日の前々月までの1年間に未納がないこと
必要書類等	事前にお問い合わせください。
金額等	【令和8年度】 ○配偶者が受ける(子が一人) 109万1,100円(年額) ※子の人数に応じた加算があります。 ○子が受ける(一人のとき) 84万7,300円(年額)
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	国保年金課年金係 電話:0566-71-2231 FAX:0566-76-1112 日本年金機構 ねんきんダイヤル 電話:0570-05-1165

住まい

市営住宅への優先入居(犯罪)	
概要	犯罪被害により従前の住宅に居住することが困難となった場合、市営住宅への優先入居の申込ができます。
対象要件	犯罪被害者が安城市民であること
必要書類等	居住を証する書面 被害を証明する書類
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	建築課市営住宅係 電話:0566-71-2240 FAX:0566-76-1112

市営住宅への優先入居(DV)	
概要	DVにより従前の住宅に居住することが困難となった場合、市営住宅への優先入居の申込ができます。
対象要件	公営住宅法第23条第2号に規定する住宅困窮要件を満たすDV被害者であること
必要書類等	配偶者暴力防止法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センター所長または児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設の施設長による保護したことの証明もしくは裁判所の保護命令の発行通知または公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	建築課市営住宅係 電話:0566-71-2240 FAX:0566-76-1112

県営住宅への優先入居(DV)	
概要	配偶者からの暴力被害者について、県営住宅への優先入居を行います。
対象要件	※詳細は、下記担当窓口にお問い合わせください。
必要書類等	※詳細は、下記担当窓口にお問い合わせください。
提出先	愛知県住宅供給公社(名古屋市中区丸の内3丁目19-30) 電話:052-954-1361 三河住宅管理事務所 知立支所(知立市上重原町蔵福寺124 県知立建設事務所南館1階) 電話:0566-84-5677
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 (祝日・年末年始を除く)
担当窓口	愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室 電話:052-954-6581

医療・福祉

生活保護に関する相談	
概要	憲法で保障された、最低限度の生活を送るために必要なお金や医療を給付する生活保護に係る相談に応じます。
対象要件	安城市内に居住するかた
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	社会福祉課生活支援係 電話:0566-71-2224 FAX:0566-74-6789

生活困窮に関する相談	
概要	生活困窮者自立支援制度(自立相談支援、住居確保給付金、家計改善支援など)に係る相談に応じます。
対象要件	安城市内に居住する生活困窮者
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	社会福祉課福祉相談係 電話:0566-71-2245 FAX:0566-74-6789

高齢者福祉の総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	
概要	市内に8箇所ある地域包括支援センターで、高齢者やその家族、地域で気になるかたの健康・福祉・介護などの悩みや困りごとの相談に対応しています。
対象要件	安城市内に在住の高齢者
受付時間	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分 ※曜日・時間は地域包括支援センターごと異なります。
その他	地域包括支援センターは、中学校区ごとに担当地域が決められています。担当のセンターがわからない時は、お問い合わせください。
担当窓口	高齢者福祉課地域支援係 電話:0566-71-2264 FAX:0566-74-6789

高齢者虐待を発見した場合の通報	
概要	虐待を受けている、または、を受けている可能性があると思われる高齢者を発見したら、早めに連絡・相談してください。
受付時間	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分 ※曜日・時間は地域包括支援センターごとに異なります。
担当窓口	担当地域の地域包括支援センター

介護保険料や居宅サービス等の費用の軽減	
概要	犯罪被害のために、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡、心身に重大な障害を受けた、長期入院などにより、収入が減少した場合、介護保険料及び居宅サービス等の費用を軽減するなどの相談に応じることができます。
対象要件	・第1号被保険者の当年の合計所得金額の合算額の見込み額が、前年の合計所得金額の合算額に比べ、5割以下に減少すること。 ・属する世帯の前年合計所得金額が300万円以下であること。
必要書類等	① 死亡の場合 死亡診断書等 ② 心身に重大な障害を受けた場合 障害者手帳、診断書、勤務先の休職証明書等 ③ 長期入院した場合 入院証明書等 ④ ①～③共通 当年と前年の世帯収入が分かるもの(源泉徴収票、給与明細、預貯金の通帳の写し等)
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	高齢福祉課介護給付係 電話:0566-71-2226 FAX:0566-74-6789

高齢者福祉サービス	
概要	世帯状況や対象者の身体・精神の状態に応じ高齢者福祉サービスを提供します。 住まいを確保できない状況であれば、一時的に中短期入所生活支援事業等の利用ができます。
対象要件	65歳以上のかた
必要書類等	※詳細は、下記担当窓口にお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	高齢福祉課高齢福祉係 電話:0566-71-2223 FAX:0566-74-6789

生活福祉資金貸付制度	
概要	失業等からの生活再建を目的とする総合支援資金や教育支援資金、福祉資金、緊急小口資金など、世帯の状況と必要に合わせた資金を無利子または低利子で貸付し、相談支援を行うことにより、世帯の生活の安定と経済的自立を図るための制度です。
対象要件	支援により自立した生活ができると認められる低所得世帯、障害者の属する世帯、高齢者の属する世帯
受付時間	火曜日～土曜日(祝日及び年末年始は除く) 午前8時30分～午後5時15分
担当窓口	社会福祉協議会くらしサポート課生活相談係 電話:0566-77-0284 FAX:0566-73-0437

日常生活自立支援事業	
概要	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など判断能力が十分でないかたのために、契約に基づき、福祉サービスを利用する際の援助などを行います。
対象要件	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者
金額等	福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス 1回1,200円 (生活保護受給者は無料) 書類等の預かりサービス月250円
受付時間	火曜日～土曜日(祝日及び年末年始は除く) 午前8時30分～午後5時15分
担当窓口	社会福祉協議会くらしサポート課生活相談係 電話:0566-77-0284 FAX: 0566-73-0437

安城善意銀行貸付事業	
概要	低所得者世帯等に対し、経済的自立を援助することにより、安定した生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。貸付に必要な金額は、面談により決定します。
対象要件	安城市内に居住し、不時の出費等により生計が成り立たなくなるおそれのある世帯に属するかた
必要書類	収支の分かる書類など、必要に応じて求める書類があります。
受付時間	火曜日～土曜日(祝日及び年末年始は除く) 午前8時30分～午後5時15分
担当窓口	社会福祉協議会くらしサポート課生活相談係 電話:0566-77-0284 FAX: 0566-73-0437

食料等支援事業	
概要	給料日や年金支給日などの収入がある日までの食料等を支給します。
対象要件	安城市内に居住する者であって、低所得及び緊急の事情により一時的に生活に必要な食料等が確保できなくなったかたのうち、食料等を給付することにより生活再建が見込まれるかた
必要書類等	収支の分かる書類など、必要に応じて求める書類があります。
受付時間	火曜日～土曜日(祝日及び年末年始は除く) 午前8時30分～午後5時15分
担当窓口	社会福祉協議会くらしサポート課生活相談係 電話:0566-77-0284 FAX: 0566-73-0437

生活物品貸出支援事業	
概要	生活に必要な物品(カセットコンロ、電磁調理器、炊飯器、IH対応フライパン、電池式ランタンなど)を貸し出します。
対象要件	安城市内に居住する者であって、低所得及び緊急の事情により一時的に電気、ガス等のライフライン等が確保できなくなった者のうち、物品による貸出支援を受けることにより生活再建が見込まれるかた
必要書類等	収支の分かる書類など、必要に応じて求める書類があります。
受付時間	火曜日～土曜日(祝日及び年末年始は除く) 午前8時30分～午後5時15分
担当窓口	社会福祉協議会くらしサポート課生活相談係 電話:0566-77-0284 FAX: 0566-73-0437

就職活動用携帯電話等取得支援事業	
概要	就職活動で使用する携帯電話等の契約締結に必要な費用等を本会が代わりに負担します(費用は上限で3万円まで)。契約する通信事業者やプランなどは、本会の指定によります。
対象要件	安城市が実施する自立相談支援事業で就労相談を受けているかたのうち、固定電話や携帯電話等を所持していないかたまたは使用できない状態にあるかた(生活保護受給者は除く。)
必要書類等	収支の分かる書類など、必要に応じて求める書類があります。
受付時間	火曜日～土曜日(祝日及び年末年始は除く) 午前8時30分～午後5時15分
担当窓口	社会福祉協議会くらしサポート課生活相談係 電話:0566-77-0284 FAX: 0566-73-0437

子ども医療費助成制度	
概要	入院・通院にかかる医療費(保険診療分)の自己負担額を助成します。
対象要件	安城市に住所を有し、医療保険制度に加入し、生活保護を受けていないかたで、18歳になる年度の年度末までのかた ※心身障害者医療、母子・父子家庭医療の受給資格者の場合、満6歳に達した年度末の翌日以降はそちらの助成が優先されますので、子ども医療費助成の対象外となります。
必要書類等	医療保険に係る資格情報が確認できるもの(対象となるお子様分)の写し
金額等	通院費・入院費(保険診療分)の自己負担額を助成します。 ただし、入院分の医療費については、入院時の差額ベッド代など保険診療の対象とならない費用や、食事負担(標準負担額)などは助成対象になりません。高額療養費、付加給付金などの支給がある場合は、その額を助成額から差し引きます。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	国保年金課医療係 電話:0566-71-2232 FAX:0566-76-1112

保健相談	
概要	健康に不安を持つかたを対象に保健師・管理栄養士・歯科衛生士が、相談を行っています。
対象要件	市内に在住のかた
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時 ※相談希望とお伝えください。(来所面接は、要予約)
担当窓口	健康推進課(保健センター) 電話:0566-76-1133 FAX:0566-77-1103

こころの相談	
概要	不眠、情緒不安定、うつ、ひきこもり、幻覚、妄想、依存症などのこころの健康に関する相談に応じています。
対象要件	市内に在住のかた
受付時間	午前8時45分～午後5時30分
その他	①こころの健康医師相談(医師による相談) ※予約制のため、お問い合わせください。 ②アルコール専門相談(アルコール専門医及び酒害相談員による相談) ※予約制のため、お問い合わせください。
担当窓口	衣浦東部保健所健康支援課 こころの健康推進グループ 電話:0566-21-9337

HIV・梅毒検査、B型・C型ウイルス検査	
概要	HIV、梅毒、B型肝炎、C型肝炎について検査を行っています。
金額等	無料
受付時間	HIV、梅毒 午前9時～11時(火曜日) 午後6時～7時(第1・第3月曜日) B型肝炎、C型肝炎 午前9時～11時(火曜日) ※詳細は、ホームページでご確認ください。
その他	○HIV、梅毒 ※匿名 ※検査結果証明書の発行可(有料・匿名不可・1週間必要) ※HIVは、即日検査あり。検査結果は、早くて採血後1時間30分が出る ことあり。 ※梅毒は、即日検査なし。結果は、約1週間後。 ○B型肝炎、C型肝炎 ※匿名不可 ※即日検査なし。結果は、約1週間後。
担当窓口	衣浦東部保健所生活環境安全課(刈谷市大手町1丁目12) 電話:0566-21-4797

障害

障害者虐待を発見した場合の通報	
概要	虐待を受けている、または、を受けている可能性があると思われる障害者を発見したら、速やかに連絡・相談してください。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	障害福祉課障害福祉係 電話:0566-71-2225 FAX:0566-74-6789

身体障害者手帳の交付	
概要	身体障害者福祉法に定める身体上に障害のあるかたに対し、身体障害者手帳を交付します。
必要書類等	・指定医師の診断書(申請から3か月以内のもの) ・顔写真(縦4cm×横3cm) ・マイナンバー(個人番号)が確認できるもの
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
その他	・申請から手帳交付まで1か月程度 ・実費で医師の診断書料が必要
担当窓口	障害福祉課障害福祉係 電話:0566-71-2225 FAX:0566-74-6789

特別障害者手当	
概要	20歳以上で重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護が必要であると認められるかたに手当を支給します。
対象要件	国が示す支給基準に合致するかた(原則、手当専用の診断書により判断)
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当認定診断書 ・本人名義の振込通帳 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・マイナンバー(個人番号)が確認できるもの(世帯全員分) ・受給年金関係書類 等
金額等	国が定める額(一部 愛知県の加算あり)
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月以上の入院及び施設入所をしているかたは除く ・実費で医師の診断書料が必要 ・申請月の翌月から支給(支給月:5月、8月、11月、2月) ・所得制限あり
担当窓口	障害福祉課障害福祉係 電話:0566-71-2225 FAX:0566-74-6789

愛知県在宅重度障害者手当	
概要	重度の障害があり、在宅で生活をしているかたに手当を支給します。
対象要件	次のいずれかに該当する在宅の障害者 ①身体障害1～2級で療育手帳IQ35以下のかた ②身体障害1～2級のかた、療育手帳IQ35以下のかた、または身体障害3級を有し、療育手帳IQ50以下のかた ※②では65歳以上で新たに障害者となったかたは除きます。
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳または療育手帳 ・本人名義の振込手帳 ・前住所地の課税・所得証書(転入者の場合のみ)
金額等	・1種 月額 15,500円 ・2種 月額 6,750円
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	障害福祉課障害福祉係 電話:0566-71-2225 FAX:0566-74-6789

障害者扶助料	
概要	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたに市単独手当を支給します。
対象要件	安城市に住んでいる身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた ※65歳以上で新たに障害者となったかたは除きます。
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ・本人名義の振込通帳 ・マイナンバー(個人番号)が確認できるもの(世帯全員分) ・前住所地の所得証明書(転入者の場合のみ。マイナンバーが確認できる場合、不要)
金額等	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳所有者 1級:月額 5,000円 2級:月額 4,500円 3級:月額 4,000円 4級~6級:月額 2,000円 ○療育手帳所持者 A判定:月額 6,000円 B判定:月額 4,000円 C判定:月額 2,000円 ○精神障害者保健福祉手帳所持者 1級:月額 6,000円 2級:月額 4,000円 3級:月額 2,000円
受付時間	市役所開庁日 午前9時~午後4時
担当窓口	障害福祉課障害福祉係 電話:0566-71-2225 FAX:0566-74-6789

特別児童扶養手当	
概要	身体、知的発達または精神に障害がある20歳未満の者を養育しているかたに手当を支給します。
対象要件	国が示す支給基準に合致するかた(原則、手当専用の診断書により判断)
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本 ・マイナンバー(個人番号)が確認できるもの(世帯員全員分) ・障害認定診断書 ・障害のある児童の障害者手帳または療育手帳 ・養育者名義の預金通帳 ・住民票(マイナンバーが確認できる場合、不要) ・所得証明書(マイナンバーが確認できる場合、不要)
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	障害福祉課障害福祉係 電話:0566-71-2225 FAX:0566-74-6789

障害児福祉手当	
概要	20歳未満で重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護が必要であると認められるかたに手当を支給します。
対象要件	国が示す支給基準に合致するかた(原則、手当専用の診断書により判断)
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉手当認定診断書 ・本人名義の振込通帳 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・マイナンバー(個人番号)が確認できるもの(世帯全員分)
金額等	国が定める額(一部愛知県の加算あり)
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・実費で医師の診断書料が必要 ・申請月の翌月から支給(支給月:5月、8月、11月、2月) ・所得制限あり(世帯) ・施設入所している児童は除く
担当窓口	障害福祉課障害福祉係 電話:0566-71-2225 FAX:0566-74-6789

障害福祉サービス(介護給付、訓練等給付等)障害児通所支援給付	
概要	障害のあるかたが、日常生活または社会生活を営む上で、必要な障害福祉サービスに係る相談・申請受付・給付を行います。
対象要件	身体障害、知的障害、精神障害、難病等対象者に該当するかた ※障害者手帳の取得に至っていなくてもサービスを利用できる場合があります。要件については担当までお問い合わせください。
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 ・マイナンバー(個人番号)が確認できるもの
金額等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、サービス利用費用1割を自己負担 ・申請により、世帯収入状況に応じて負担額の上限が決まります。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	障害福祉課障害給付係 電話:0566-71-2259 FAX:0566-74-6789

自立支援医療(精神通院医療)	
概要	通院による医療費の自己負担を軽くする制度です。
対象要件	精神的な病気の治療のために精神科・心療内科等に通院しているかた
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費(精神通院)用診断書 ・医療保険に係る資格情報が確認できるもの(本人と世帯員分) ・自立支援医療受給者証(精神通院)(再認定申請のかたのみ) ・マイナンバー(個人番号)が確認できるもの(本人と世帯員分) ・指定する病院、薬局等の住所、電話番号が分かるもの ※詳しくは申請前に担当までお問い合わせください。
金額等	○指定された医療機関等での医療費は原則1割負担 ○世帯の所得(市区町村民税の課税状況や収入)や疾病によって自己負担上限額を算定 ※本制度の「世帯」とは、申請者(受給者)と同じ医療保険に加入しているかた(国民健康保険・後期高齢者医療保険は加入者全員、被用者保険の場合は本人と被保険者のみ)
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
その他	有効期間は1年 有効期間の終期の3か月前から手続が可能
担当窓口	国保年金課医療係 電話:0566-71-2232 FAX:0566-74-6789

自立支援医療(育成医療)	
概要	身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合、その治療に対し、医療費の一部を給付する制度です。
対象要件	市内在住の18歳未満のかたのうち、所得要件を満たすかた ※治療開始前までに申請が必要
必要書類等	・指定医師の意見書 ※治療を受ける医療機関において記入 ・マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのうちいずれか(同じ健康保険の加入者全員分)
金額等	○医療費は原則1割負担。 ○世帯の所得等により、毎月の自己負担額に上限を設定。 ○入院中の食事負担は自己負担。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
その他	有効期間は、原則3か月以内。障害の内容により最長1年以内。
担当窓口	障害福祉課障害給付係 電話:0566-71-2259 FAX:0566-74-6789

自立支援医療(更生医療)	
概要	身体障害の機能回復のため、指定医療機関で受ける医療に対し、医療費の一部を給付する制度です。
対象要件	18歳以上の身体障害者手帳を有するかたで、対象の疾患の障害区分が身体障害者手帳に記載があり、医療を受けることで治療効果が期待できること。
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定医師の意見書(更生医療指定医の記載) ・マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのうちいずれか(同じ健康保険の加入者全員分) ・特定疾病療養受療証(人工透析のかたのみ)
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
その他	所得に応じ、自己負担あり(月額上限あり)
担当窓口	障害福祉課障害給付係 電話:0566-71-2259 FAX:0566-74-6789

障害基礎年金(国民年金)	
概要	20歳前や国民年金加入中に初診日がある病気やケガによって、一定の障害の状態になったかたが受けられます。
対象要件	初診日の前日において、被保険者期間のうち、初診日の前々月までの保険料納付済期間が3分の2以上あること、または初診日の前々月までの1年間に未納がないこと。 (20歳前の病気やケガによる障害の場合、納付要件なし。所得制限あり。)
必要書類等	事前にお問い合わせください。
金額等	【令和8年度】 1級 105万9,125円(年額) 2級 84万7,300円(年額) ※障害者手帳等の等級とは異なります。 ※受給者に生計を維持されている18歳到達年度末までの子がいる場合は加算あり
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	国保年金課年金係 電話:0566-71-2231 FAX:0566-76-1112 日本年金機構ねんきんダイヤル 電話:0570-05-1165

心身障害者医療費助成制度	
概要	入院・通院にかかる医療費(保険診療分)の自己負担額を助成します。
対象要件	<p>安城市に住所を有し、医療保険制度に加入(後期高齢者医療保険を除く)し、生活保護を受けていないかたで、以下のいずれかに該当するかた</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者手帳1～3級のかた 2. 身体障害者手帳4級の腎臓機能障害のかた 3. 身体障害者手帳4～6級の進行性筋萎縮症のかた 4. 療育手帳A・B判定のかた 5. 自閉症状群と診断されたかた(診断書が必要です) <p>ただし、65歳以上のかたで、上記の対象者1. に該当するかたと対象者4. のうち療育手帳判定Aのかたは対象外となります。</p> <p>65歳となったため対象外になったかたが後期高齢者医療制度に加入された場合は、後期高齢者福祉医療費助成制度の助成を受けることができます。</p> <p>75歳以上のかたで、対象者2. 3. 5. 及び対象者4. のうち療育手帳判定Bのかたは対象外となりますが、後期高齢者福祉医療費助成制度の助成を受けることができます。</p>
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険に係る資格情報が確認できるもの ・身体障害者手帳(身体障害者手帳1～3級のかた、4級の腎臓機能障害のかた、4～6級の進行性筋萎縮症のかた) ・療育手帳(療育手帳A・B判定のかた) ・診断書(自閉症状群と診断されたかた)
金額等	<p>対象のかたの入院・通院にかかる医療費(保険診療分)の、自己負担額を助成します。ただし、入院時の差額ベッド代など保険診療の対象とならない費用や、食事負担(標準負担額)などは助成対象になりません。</p> <p>高額療養費、付加給付金などの支給がある場合は、その額は助成額から差し引きます。</p>
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	<p>国保年金課医療係</p> <p>電話:0566-71-2232 FAX:0566-76-1112</p>

後期高齢者福祉医療費助成制度	
概要	入院・通院にかかる医療費(保険診療分)の自己負担額を助成します。
対象要件	安城市に住所を有し、後期高齢者医療保険制度の被保険者で、以下のいずれかに該当するかた <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者医療の受給資格要件を満たすかた ・母子・父子家庭医療の受給資格要件を満たすかた ・精神障害者保健福祉手帳1～2級の所持者 ・戦傷病者のかた ・措置入院や命令入所の要件に該当するかた ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定による入院勧告または措置により入院した結核患者、並びにこれと同等の要件を有すると愛知県知事が認めたかた ・寝たきり、認知症、ひとり暮らしの福祉医療費助成制度要件に該当するかた ※市民税非課税世帯であること等条件があります。
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険に係る資格情報が確認できるもの ・対象者であることを証明する関係書類 (詳細についてはお問い合わせください)
金額等	対象のかたの入院・通院にかかる医療費(保険診療分)の、自己負担額を助成します。ただし、入院時の差額ベッド代など保険診療の対象とならない費用や、食事負担(標準負担額)などは助成対象になりません。高額療養費の支給がある場合は、その額は助成額から差し引きます。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	国保年金課医療係 電話:0566-71-2232 FAX:0566-76-1112

精神障害者保健福祉手帳の交付	
概要	精神保健福祉法により日常生活や社会生活に障害のある精神疾患のかたに精神障害福祉手帳を交付します。
対象要件	精神障害のため長期に日常生活または社会生活に制約があり、初診日から6か月以上経過しているかた
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真(縦4cm×横3cm) ・精神障害者保健福祉手帳(更新申請のかたのみ) ・マイナンバー(個人番号)が確認できるもの ・(1)、(2)いずれか該当の書類 (1)精神障害者保健福祉手帳用の診断書(作成3か月以内) (2)精神障害を事由とした障害年金証書 等 <p>★手帳の申請と同時に医療費助成の申請についても案内します。必要書類については27ページ「自立支援医療(精神通院医療)をご確認ください。</p>
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
その他	有効期限は2年 有効期限の終期の3か月前から更新手続きが可能
担当窓口	障害福祉課障害福祉係 電話:0566-71-2225 FAX:0566-74-6789

精神障害者医療費助成制度(全疾病)	
概要	入院・通院にかかる医療費(保険診療分)の自己負担額を助成します。
対象要件	安城市に住所を有し、医療保険制度に加入(後期高齢者医療保険を除く)し、生活保護を受けていないかたで、精神障害者保健福祉手帳1～2級の所持者
必要書類等	・医療保険に係る資格情報が確認できるもの ・精神障害者手帳
金額等	対象のかたの入院・通院にかかる医療費(保険診療分)の、自己負担額を助成します。ただし、入院時の差額ベッド代など保険診療の対象とならない費用や、食事負担(標準負担額)などは助成対象になりません。高額療養費、付加給付金などの支給がある場合は、その額は助成額から差し引きます。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	国保年金課医療係 電話:0566-71-2232 FAX:0566-76-1112

精神障害者医療費助成制度(精神入院医療)・ 後期高齢者福祉医療費助成制度(精神入院医療)	
概要	精神疾患による入院にかかる医療費(保険診療分)の自己負担額の半額を助成します。
対象要件	安城市に住所を有し、医療保険制度に加入し、生活保護を受けていないかた
必要書類等	・医療保険に係る資格情報が確認できるもの ・医師の診断書(病院名、病名、入院日が記載されているもの)
金額等	対象のかたの精神疾患による入院にかかる医療費(保険診療分)の、自己負担額の半額を助成します。ただし、入院時の差額ベッド代など保険診療の対象とならない費用や、食事負担(標準負担額)などは助成対象になりません。高額療養費、付加給付金などの支給がある場合は、その額は助成額から差し引きます。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	国保年金課医療係 電話:0566-71-2232 FAX:0566-74-6789

精神障害者医療費助成制度(精神通院医療)・ 後期高齢者福祉医療費助成制度(精神通院医療)	
概要	自立支援医療(精神通院)受給者証を使用した際の医療費の自己負担額を助成します。
対象要件	安城市に住民登録があり、医療保険制度に加入し、生活保護を受けていないかたで、自立支援医療(精神通院)の支給認定を受けているかた。 ※精神障害者保健福祉手帳(1級または2級)を所持しているかたは対象外です。精神障害者医療(全疾病対象)の対象となります。 ※子ども医療費、心身障害者医療費、母子・父子家庭医療費の受給対象者のかたは、そちらの助成が優先されますので、精神障害者医療費助成の対象外となります。
必要書類等	・医療保険に係る資格情報が確認できるもの ・自立支援医療(精神通院)受給者証
金額等	自立支援医療(精神通院)受給者証記載の指定医療機関において自立支援医療制度による助成対象の医療を受けた場合の自己負担分 ※自立支援医療(精神通院)受給者証の適用対象外の診療や本来自立支援医療受給者証による助成を受けるべき分については対象外となります。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	国保年金課医療係 電話:0566-71-2232 FAX:0566-76-1112

子育て

ひとり親家庭相談	
概要	ひとり親の制度の案内、養育費、手続きの流れについて、電話相談・面接相談(面接は原則、事前予約)を行っています。相談は母子・父子自立支援員が応じます。
対象要件	ひとり親のかた(予定のかたを含む)その家族
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	こども課子育て支援係 電話:0566-71-2229 FAX:0566-76-1112

18歳未満の子どもがいる保護者の支援(DV等)	
概要	18歳未満の子どもがいるDV等の被害者に対し、必要に応じて、一時保護所への避難調整や母子生活支援施設への入所手続きを行います。また、被害者や児童の生活相談などに対応します。
対象要件	市内に居住する18歳未満の子どもがいるDV等の被害者
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	こども課こども家庭係 電話:0566-71-2272 FAX:0566-76-1112

母子・父子家庭医療費助成制度	
概要	入院・通院にかかる医療費(保険診療分)の自己負担額を助成します。
対象要件	<p>安城市に住所を有し、医療保険制度(後期高齢者医療保険を除く)に加入し、生活保護を受けていないかたで、以下のいずれかに該当するかた</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 母子、父子家庭の親とその子(子どもが18歳になった年度末まで対象) 2. 父母のいない子(18歳になった年度末まで対象) 3. 18歳以下の児童を扶養しているかたで次に該当するかた(以下、「養育者」といいます。) <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者(事実婚の相手を含む。以下同じ)と死別または離婚し、現在婚姻していないかた ・配偶者の生死がおおむね一年以上明らかでないかた ・配偶者からおおむね一年以上遺棄されているかた ・配偶者が海外にあるため一年以上その扶養を受けることができないかた ・配偶者が精神または身体の障害により長期に渡って労働能力を失っているかた ・配偶者がおおむね一年以上拘禁されているかた <p>※親の所得が児童扶養手当の本人所得制限額を超えた場合は対象になりません。また、満6歳に達した年度末以前のかたには子ども医療の助成が、障害者医療の受給対象者のかたには心身障害者医療の助成が、それぞれ優先されますので、母子・父子家庭医療費助成の対象外となります。</p>
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険に係る資格情報が確認できるもの(対象となるかた全員分) ・上記対象者である事を証明するもの(戸籍謄本、診断書など。写し可) <p>※戸籍謄本については対象となるかた全員分必要。また、父、母もしくは養育者については、離婚日の記載があることが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月1日に安城市に住民登録がないかたは、所得証明書(1月～10月の申請には、前々年所得。11月～12月の申請には前年所得のものが必要。)またはマイナンバーの分かるもの
金額等	対象のかたの入院・通院にかかる医療費(保険診療分)の、自己負担額を助成します。ただし、入院時の差額ベッド代など保険診療の対象とならない費用や、食事負担(標準負担額)などは助成対象になりません。高額療養費、付加給付金などの支給がある場合は、その額は助成額から差し引きます。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	<p>国保年金課医療係</p> <p>電話:0566-71-2232 FAX:0566-76-1112</p>

母子父子寡婦福祉資金貸付金	
概要	母子家庭、父子家庭及び寡婦のかたに、暮らしに必要な資金の貸付けを行います。
対象要件	貸付資金の種類により異なるため、担当までお問い合わせください。
必要書類等	貸付資金の種類により異なるため、担当までお問い合わせください。
金額等	貸付資金の種類により異なるため、担当までお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
その他	申請から貸付まで2～3か月程度の期間を要しますので計画を立てお早めにご相談ください。 また、既に支払済みのものについては貸付の対象となりません。 すべての貸付について審査を行います。 詳しくは担当までお問い合わせください。
担当窓口	こども課子育て支援係 電話:0566-71-2229 FAX:0566-76-1112

母子家庭等就業・自立支援事業	
概要	ひとり親家庭や寡婦のかたの就業を促進するため、無料職業紹介、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等、就業支援サービスの申込受付を行っています。
対象要件	市内にお住まいのひとり親家庭や寡婦のかた。
必要書類等	詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	職業紹介や就業相談等は無料です。 就業支援講習会については、受講料は無料ですが教材費・交通費が自己負担となります。 詳しくは担当までお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	こども課子育て支援係 電話:0566-71-2229 FAX:0566-76-1112

高等職業訓練促進給付金等事業	
概要	母子家庭の母または父子家庭の父の就労に有利な資格の取得を促進するため、養成機関に修業されている期間のうち、一定期間について生活支援として給付金の支給を行います。
対象要件	市内にお住まいの20歳未満の子をもつ母子家庭の母・父子家庭の父。その他要件があります。詳しくは担当までお問い合わせください。
必要書類等	詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	詳しくは担当までお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
その他	対象資格は、看護師(准看護師・正看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師など。 ※場合によっては支給できないことがありますので、受験する前に必ずご相談ください。
担当窓口	こども課子育て支援係 電話:0566-71-2229 FAX:0566-76-1112

自立支援教育訓練給付金事業	
概要	母子家庭の母または父子家庭の父が対象教育訓練を受講し、修了した場合に支払った費用の一部の支給を行います。
対象要件	市内にお住いの20歳未満の子をもつ母子家庭の母・父子家庭の父。その他要件があります。 詳しくは担当までお問い合わせください。
必要書類等	詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	詳しくは担当までお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
その他	講座受講前と受講修了後に申請が必要です。 講座費用の支払い前に必ずご相談ください。
担当窓口	こども課子育て支援係 電話:0566-71-2229 FAX:0566-76-1112

遺児手当	
概要	ひとり親家庭で、18歳以下の児童を監護または養育しているかたに手当を支給する制度です。
対象要件	<p>両親または父親もしくは母親のどちらかがいない(父または母の重度障害者を含む)18歳以下(18歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を監護または養育しているかたに支給し、所得制限があります。</p> <p>※施設入所児童は除かれます。</p> <p>※公的年金受給のかたは支給されません。《愛知県遺児手当》</p>
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人名義の口座内容がわかるもの ・戸籍謄本 ・申請者のマイナンバー(個人番号)が確認できるもの ・身元確認書類 ・その他必要書類
金額等	<p>《安城市遺児手当》 児童1人につき 月額2,500円</p> <p>《愛知県遺児手当》 児童1人につき 月額4,350円</p> <p>※支給期間は5年間です。3年経過後から月額 2,175円</p>
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	<p>こども課子育て支援係</p> <p>電話:0566-71-2229 FAX:0566-76-1112</p>

児童扶養手当	
概要	ひとり親家庭で、18歳以下の児童を監護または養育しているかたに、手当を支給する制度です。
対象要件	両親または父親もしくは母親のどちらかがいない(父または母の重度障害者を含む)18歳以下(18歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を監護または養育しているかたに支給し、所得制限があります。 詳しい内容についてはお問い合わせください。 ※施設入所児童は除かれます。 ※心身に中度以上の障害のある児童は20歳未満まで支給が延長されません。
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人名義の口座内容がわかるもの ・戸籍謄本 ・申請者のマイナンバー(個人番号)が確認できるもの ・身元確認書類 ・その他必要書類
金額等	<p>○国の制度</p> <p>1人目 全額支給 月額 46,690 円 一部支給 月額 46,680 円～11,010 円</p> <p>2人目以降1人につき 全額支給 月額 11,030 円 一部支給 月額 11,020 円～5,520 円</p> <p>○愛知県の制度 当初支給開始から1～3年目 児童1人につき 月額 4,350 円 当初支給開始から4、5年目 児童1人につき 月額 2,175 円 ※申請後5年経過すると資格喪失します。 ※資格喪失期間、支給停止期間も5年の支給期間に含まれます。</p>
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	こども課子育て支援係 電話:0566-71-2229 FAX:0566-76-1112

児童手当	
概要	高校生年代までの児童を養育しているかたに対して、手当を支給します。
対象要件	日本国内に居住する高校生年代まで(18歳に達した最初の3月31日まで)の児童を養育していること
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・請求者(児童の生計を主として維持するかた)名義の口座内容のわかるもの(保護者(父母等)のうち所得の高いかた) ・請求者の資格確認書等(健康保険証を含む) ・請求者と配偶者のマイナンバー(個人番号)が確認できるもの ・身元確認書類 ※その他の書類が必要な場合は窓口でご説明します。
金額等	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～3歳未満 (第1子・第2子) 月額 15,000 円 ・3歳～高校生年代 (第1子・第2子) 月額 10,000 円 ・0歳～高校生年代 (第3子以降) 月額 30,000 円
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	こども課子育て支援係 電話:0566-71-2227 FAX:0566-76-1112

保育園・認定こども園保育料の軽減	
概要	配偶者と別居中の被害者が、保育園・認定こども園を利用されている場合、離婚成立前であっても配偶者を保育料の算定対象から除外することができます。
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・認定こども園に入園していること ・離婚成立前で、配偶者と別居していること ・離婚調停中である証明を提出できること
必要書類等	離婚調停中であることがわかるもの
金額等	世帯の課税状況により異なる
受付時間	各園の開園時間
提出先	児童が在籍している園
担当窓口	保育課入園係 電話:0566-71-2228 FAX:0566-76-2228

保育園・認定こども園保育料の減免	
概要	犯罪被害のために、世帯の生計を主として維持するかが負傷、疾病等の理由により収入が減少した場合、または所有する家屋等に損害が生じた場合、保育料を減免します。
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度において、前年の合計所得金額が一定額以下で、当該年の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額の2分の1に減少することが認められるかた ・災害により自己の所有する家屋等が一定以上の被害を受けたかた
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・所得状況を確認できる書類 ・り災証明書
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・収入の減少による減免は、申請日の翌月から年度末までに納期限が到来する保育料が対象です。 ・災害による減免の申請期限は、事由発生日から30日以内です
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	保育課入園係 電話:0566-71-2228 FAX:0566-76-2228

入園相談(DV)	
概要	DV被害者に対し、安城市に住んでいるが、住民票を安城市に異動できない場合でも保育園や認定こども園の入園について相談に応じることができます。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	保育課入園係 電話:0566-71-2228 FAX:0566-76-2228

一時保育	
概要	配偶者からの暴力を理由に安城市に避難しているかたで、事情により、安城市に住民票を移すことができないかたは、安城市に居住していれば、保育園・認定こども園の一時保育を利用できます。
対象要件	・安城市に居住していること ・配偶者から暴力を受けている被害者であること
必要書類等	・配偶者から暴力を受けている被害者であることがわかるもの
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	保育課入園係 電話:0566-71-2228 FAX:0566-76-2228

子育て短期支援(ショートステイ)事業	
概要	保護者の疾病やその他の理由により、一時的に家庭における養育が困難になった18歳未満の児童を児童養護施設等で一定期間お預かりします。(原則7日以内)
必要書類等	短期入所生活援助(期間延長)申請書
金額等	世帯の状況、児童の年齢により異なります。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
その他	施設への児童の送迎は原則、保護者のかたに行っていただきます。 児童の年齢などにより、預け先が異なります。 児童の健康状態や施設等の空き状況により、お預かりできない場合があります。
担当窓口	こども課こども家庭係 電話:0566-71-2272 FAX:0566-76-1112

育児に関する相互援助(ファミリー・サポート・センター)	
概要	子育ての手助けをして欲しい人と子育ての手伝いをしたい人が、お互いに助け合う会員組織です。保育施設等への送迎や、保護者の通院・看護、冠婚葬祭、兄弟姉妹等の学校行事、買い物等外出の際の預かりを行います。利用には会員登録が必要です。
対象要件	依頼会員:安城市在住、在勤または在学者で、こどもが0歳～小学6年生 提供会員:安城市在住で、心身ともに健康でこどもを預かることのできる人。こどもが好きでボランティア精神のある人。 両方会員:依頼会員と提供会員を兼ねる会員
必要書類等	申請者の顔写真(縦3cm×横2.4cm)1枚(両方会員希望のかたは2枚)
金額等	こども1人につき1時間あたり600円～800円
受付時間	月曜日～金曜日(祝日・12月29日～1月3日は除く) 午前9時～午後5時
担当窓口	あんじょうファミリー・サポート・センター (安城市子育て支援総合拠点施設「あんぱ～く」内) 電話:0566-72-2315

児童虐待を発見した場合の通報	
概要	虐待を受けている、またはを受けている可能性があると思われる家庭や児童を発見したら、こども課へご一報ください。
対象要件	次のようなことに気付いたら、早めに連絡・相談ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・不自然な傷やあざがある ・衣服やからだがいつも汚れている ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする ・小さい子どもを家に置いたまま外出している 等 ※相談の秘密は固く守りますので、安心してご相談ください。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	こども課こども家庭係 電話:0566-71-2272 FAX:0566-76-1112

学校教育

要保護及び準要保護児童生徒援助費	
概要	お子さんを小中学校へ就学させるのに経済的な理由でお困りの保護者のかたに対し、学用品費等の就学に必要な経費の一部を援助します。
対象要件	安城市に住所を有する小中学校の児童生徒の保護者で、次のいずれかの理由に該当するかた <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を受けている ・生活保護が停止または廃止された ・市民税が非課税であった ・市民税が減免された ・個人の事業税が減免された ・固定資産税が減免された ・国民健康保険税が減免された ・国民健康保険料が減免または徴収猶予された ・国民年金の掛金が減免された ・児童扶養手当が支給された ・生活福祉資金の貸付けを受けた ・生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費支給申請書兼世帯票 ・就学援助費口座振込依頼書 ・振込先に指定する銀行口座の通帳等の写し ・同意書【国立・県立・私立の小中学校のみ】 ・課税(非課税)証明書【該当者のみ】
金額等	学用品費(定額)、通学用品費(定額)、校外活動費(実費、上限あり)、生徒会費(上限あり)、PTA会費(上限あり)、通学費(上限あり)、修学旅行費(上限あり)、新入学児童生徒学用品費(定額)
受付時間	市立の小中学校: お子さんが通われている小中学校による 国立・県立・私立の小中学校: 午前8時30分～午後5時15分
提出先	市立の小中学校: お子さんが通われている小中学校 国立・県立・私立の小中学校: 安城市教育委員会学校教育課学事係
担当窓口	教育委員会学校教育課学事係 電話: 0566-71-2254 FAX: 0566-77-0001

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
概要	高等学校卒業程度認定試験合格を目指しての対策講座(通信講座を含む)を受講した場合、その費用の一部の支給を行います。
対象要件	市内にお住まいの母子家庭の母及び父子家庭の父、ひとり親家庭で扶養されている20歳未満の児童。その他要件があります。詳しくは担当までお問い合わせください。
必要書類等	詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	詳しくは担当までお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
その他	講座受講前と受講開始時、受講修了時、全科目合格時に申請が必要です。講座費用の支払い前に必ずご相談ください。
担当窓口	こども課子育て支援係 電話:0566-71-2229 FAX:0566-76-1112

教育相談	
概要	いじめ・不登校や進路・適性等に関する相談をはじめ、保護者や教職員のさまざまな相談に応じます。
対象要件	安城市に在住する小学生から中学生までの子ども・保護者
電話相談	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (来所相談・ふれあい相談電話予約含む)
来所相談	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(要電話予約)
ふれあい相談	月曜日～金曜日 午前10時～正午、午後1時～午後5時 毎週月曜日は夜間の相談(午後5時～午後6時)を行う。 (要電話予約)
担当窓口	教育センター相談室 電話:0566-76-9674 FAX:0566-75-0201

住所秘匿者の就学相談	
概要	住所秘匿等で、指定されている学校に通学できない場合、指定外の学校へ就学(指定学校変更・区域外就学)の相談に応じることができる。
対象要件	・安城市在住の翌年度小学校へ入学する子供・保護者 ・安城市内の公立小中学校の児童生徒・保護者・教職員
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
担当窓口	教育委員会学校教育課学事係 電話:0566-71-2254 FAX:0566-77-0001

児童の精神的なサポート	
概要	犯罪被害のために児童生徒が精神的に不安定になった場合、臨床心理士や学校、医療機関等関係諸機関と連携を図り、本人の精神的なサポートや家族対応の助言をすることができます。
対象要件	安城市に在住する小学生から中学生までの子ども・保護者
来所相談	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(要電話予約)
担当窓口	教育センター相談室 電話:0566-76-9674 FAX:0566-77-0001

愛知県高等学校等奨学金の貸与	
担当窓口	愛知県教育委員会高等学校教育課奨学グループ 電話:052-954-6785

私立高等学校及び私立専修学校高等課程生徒の授業料軽減補助金	
手続先	在学する学校
担当窓口	愛知県県民文化局県民生活部私学振興室奨学グループ 電話:052-954-7477

私立高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金	
担当窓口	愛知県県民文化局県民生活部私学振興室奨学グループ 電話:052-954-7477

私立高等学校全日制課程及び私立専修学校高等課程生徒の入学納付金補助金	
手続先	在学する学校
担当窓口	愛知県県民文化局県民生活部私学振興室奨学グループ 電話:052-954-7477

公立高等学校等奨学給付金	
手続先	在学する学校
担当窓口	愛知県教育委員会高等学校教育課奨学グループ 電話:052-954-6785

私立高等学校等奨学給付金	
手続先	在学する学校
担当窓口	愛知県県民文化局県民生活部私学振興室奨学グループ 電話:052-954-7477

私立幼稚園授業料等軽減補助金	
概要	愛知県内の幼稚園及び幼保連携型認定こども園に通う園児の授業料等について、一定の要件を満たすかたに、その一部を補助しています。
手続先	在園する幼稚園
担当窓口	愛知県県民文化局県民生活部私学振興室奨学グループ 電話:052-954-7477

その他

納税相談	
概要	犯罪被害のために金銭面で困窮し、納期限内に税金を納められない場合、現在の財産所有状況、今後の収入見込等を確認しながら猶予等の制度に該当するかどうかを検討し、分割納付相談等に応じることができます。
対象要件	市税を一時に納税することが困難な場合 ※詳しくは担当窓口までお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	納税課納税係 電話:0566-71-2217 FAX:0566-76-1112

市民税・県民税の減免	
概要	犯罪被害による病気・けがや解雇などにより本年中の所得が前年中の所得の半分以下になると見込まれる人のうち、一定の要件を満たす人の市民税・県民税額のうち申請時点で納期が到来していないものの半額を減免します。
対象要件	次のすべての要件を満たす必要があります。 ○安城市で市民税・県民税が課税されている。 ○病気・けがや解雇などにより本年中の所得が前年中の所得の半分以下になると見込まれる。 ○前年中の合計所得金額が500万円以下 ○単身世帯もしくは控除対象配偶者または扶養親族がある。
必要書類等	市民税・県民税減免申請書、医師の診断書または雇用保険被保険者離職票
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	市民税課市民税係 電話:0566-71-2214 FAX:0566-76-1112

国民健康保険加入の受け入れ	
概要	DV被害者同様に、住民票を安城市に異動できない人の国民健康保険加入の受け入れができます。
必要書類等	事前にお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	国保年金課国保係 電話:0566-71-2230 FAX:0566-76-1112

基礎年金番号変更に関する相談	
概要	年金事務所へ基礎年金番号変更の相談を行うことができます。 ※年金番号変更により、減免申請の簡略化・個人情報の取扱いへの配慮を受けることができます。 ※年金番号変更の手続きは日本年金機構で行う必要があります。
対象要件	配偶者などからDVを受けている人
必要書類等	事前にお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	国保年金課年金係 電話:0566-71-2231 FAX:0566-76-1112 日本年金機構ねんきんダイヤル 電話:0570-05-1165

企業への啓発活動	
概要	犯罪被害者等支援に関する各種支援について、企業への啓発活動ができる。
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時
担当窓口	商工課工業労政係 電話:0566-71-2235 FAX:0566-77-0010

関係機関連絡先

愛知県:犯罪被害者等のための総合的対応窓口

担当窓口	愛知県防災安全局県民安全課 電話:052-954-7545
------	----------------------------------

愛知県警察:各種窓口

担当窓口	全国統一の相談専用電話 電話: #9110 / 052-953-9110 犯罪被害者のためのこころの電話相談 電話:052-954-8897 性犯罪の被害相談 電話: #8103 / 0120-67-7830 性犯罪のためのワンストップ支援センター 電話:0570-064-810 列車内の痴漢被害相談 電話:052-561-0184 ストーカー被害相談 電話:052-961-0888 少年の犯罪被害相談 電話:0120-7867-70 暴力団に対する相談 電話:052-951-7700 少年の悩みごと、困りごと相談 電話:052-764-1611
------	---

安城警察署

電話:0566-76-0110

民間被害者支援団体

担当窓口	公益社団法人 被害者サポートセンターあいち 電話:052-232-7834
------	--

法テラス:日本司法支援センター

担当窓口	コールセンター・犯罪被害者支援専用ダイヤル 電話:0120-079-714 法テラス愛知 電話:0570-078-341 法テラス三河 電話:0570-078-342
------	--